規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
813	高まりに対応した 獣医学教育を行う 大学獣医学部の設	置等に係る認可の基準」	平成25年度中 を目処に速や かに検討		検討中	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、平成25年3月末に「これまでの議論の整理〜教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について、関を取りまとめたところ。本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地からうのが前提であるというと、また、、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、、隣接が野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていて必要が担言された。本提言を踏まえてつ、平検討の研究協力者会議においても、入学定員の在り方について検討の研究協力者会議においても、入学定員の在り方について検討の研究協力者会議においても、入学定員のをが提言された。本党では、対応を整理したところであり、引き続き、獣医師養成を目的的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成26年度内に速やかに検討を行う。	文部科学省